



第 8 回

吉野川市学校再編計画策定委員会

平成 2 4 年 9 月 2 4 日（月）午後 7 時

吉野川市川島庁舎 2 階大会議室

学校再編計画策定委員会第8回会議日程

1 開 会

2 会長挨拶

3 教育長挨拶

4 協議事項

(1) 中学校の再編計画について 1

(2) 小学校の再編計画について 4

(3) 校区・学校選択制について 8

(4) 再編の基準の見直しについて 10

5 そ の 他

6 次回の開催日程 12

7 閉 会

協議事項 (1) 中学校の再編計画について

第4回の会議で、適正規模・適正配置の基本的な考え方として、再編の基準を中間集約し、現時点で学校別に推計可能な平成30年度の生徒数を基に、基準を満たす組合せを模索してきました。

前回の会議で取りまとめた中学校再編案について、これまでに出了された意見を参考にしながら、更に検討を加えることとします。

中学校再編検計案（平成30年度）

学校名	数値	1年	2年	3年	計	生徒数 (30人程度)	学級数 (3学級以上)	活用施設	最大普通教室数 (増築含む)	運動場の面積による 生徒数の上限
① 鴨島東中学校 ② 鴨島第一中学校	生徒数	179	188	179	546					
	学級数	6	6	6	18	○	○	鴨島第一中学校	27	721以上
	1学級当たりの生徒数	29.8	31.3	29.8	30.3					
③ 市立川島中学校 ④ 山川中学校	生徒数	110	114	141	365					
	学級数	4	4	5	13	○	○	山川中学校	17	721以上
	1学級当たりの生徒数	27.5	28.5	28.2	28.1					

- ・ 学級数 … 中学校の学級編制基準は全学年35人で算定
- ・ 生徒数 … 全校生徒数
- ・ 中学校の生徒数は、平成24年度の市立中学校、県立中学校に在籍する生徒数の比率を、平成30年度の推計生徒数に乗じて算出
- ・ 30人程度とは、25～35人とする

また、長期的展望も視野に入れるため、現在公表されている市町村別人口の推計期間である平成47年までの年少人口推移を参考にします。

(参考:平成47年推計)

学校名	数値	1年	2年	3年	計	生徒数 (30人程度)	学級数 (3学級以上)
① 鴨島東中学校 ② 鴨島第一中学校	生徒数	100	97	95	292	○	○
	学級数	3	3	3	9		
	1学級当たりの生徒数	33.3	32.3	31.7	32.4		
③ 市立川島中学校 ④ 山川中学校	生徒数	77	90	92	259	○	○
	学級数	3	3	3	9		
	1学級当たりの生徒数	25.7	30.0	30.7	28.8		

- ・平成47年推計生徒数については、国立社会保障・人口問題研究所が推計した市町村別人口の0～14歳人口減少率(平成22年推計人口に対する平成47年の減少率＝△45.3%)を参考にして算出した。
- ・0～14歳の推移と中学校に通学する年齢(12～14歳)の推移は異なる可能性があるが、便宜上、単に平成22年度時点の各中学校生徒数に△45.3%を減じただけの参考数値であることに注意。

【課題】

- ・再編の基準の見直し(協議事項(4))
通学距離 4キロメートル以内 → 5～6キロメートル以内(川島町及び美郷の一部を除く)
- ・クラブ活動の朝練が距離的に厳しくなる可能性あり
- ・県立川島中学校との関係
- ・校区の見直し、学校選択制の導入(協議事項(3))

This map illustrates the service areas for middle schools in the region. The area is divided into two main color-coded zones: a green zone in the north and a red zone in the south. Overlapping circles represent the service areas of specific schools, with red circles indicating a radius of 5 km and blue circles indicating a radius of 6 km. Labeled schools include:

- Green Zone:** 牛島小学校 (Ushima Elementary School), 知蓮館小学校 (Chirenkan Elementary School), 西経館小学校 (Seikeikan Elementary School), 新馬場小学校 (Shinmabara Elementary School), 森山小学校 (Moriyama Elementary School), 南島中学校 (Nanashima Junior High School), 上野小学校 (Ueno Elementary School).
- Red Zone:** 川島中学校 (Kawajima Junior High School), 川島小学校 (Kawajima Elementary School), 学星小学校 (Gakusei Elementary School), 山瀬小学校 (Yamanase Elementary School), 山川中学校 (Sankawa Junior High School), 川田小学校 (Katada Elementary School), 川田西小学校 (Katada Nishi Elementary School), 種野小学校 (Tsunonuma Elementary School).

A legend at the bottom right specifies the circle radii: 半径 5 km (red) and 半径 6 km (blue). A scale bar and a compass rose are also present.

は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。（誌記番号 平16四植、第45号）。

協議事項 (2)小学校の再編計画について

小学校についても、中学校と同様に検討を加えることとします。

小学校再編検討案（平成30年度）

学校名	数値	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数 (30人程度)	学級数 (2～3学級)	活用施設	最大普通教室数 (増築含む)	運動場の面積による 児童数の上限
① 上浦小学校 ② 牛島小学校 ③ 森山小学校	児童数	52	39	49	48	60	43	291			鴨島東中学校	21	721以上
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	△	○			
	1学級当たりの児童数	26.0	19.5	24.5	24.0	30.0	21.5	24.3					
④ 鴨島小学校 ⑦ 知恵島小学校	児童数	74	81	82	86	94	84	501			鴨島小学校	24	624
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	△	○			
	1学級当たりの児童数	24.7	27.0	27.3	28.7	31.3	28.0	27.8					
⑤ 飯尾敷地小学校 ⑥ 西麻植小学校	児童数	30	44	42	50	48	46	260			飯尾敷地小学校	18	615
	学級数	1	2	2	2	2	2	11	×	△			
	1学級当たりの児童数	30.0	22.0	21.0	25.0	24.0	23.0	23.6					
⑧ 川島小学校 ⑨ 学島小学校	児童数	54	59	61	59	53	60	346			市立川島中学校	16	721以上
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	○	○			
	1学級当たりの児童数	27.0	29.5	30.5	29.5	26.5	30.0	28.8					
⑩ 山瀬小学校	児童数	31	34	22	33	43	32	195			山瀬小学校	22	721以上
	学級数	1	1	1	1	2	1	7	×	×			
	1学級当たりの児童数	31.0	34.0	22.0	33.0	21.5	32.0	27.9					
⑪ 川田小学校 ⑫ 川田中小学校 ⑬ 川田西小学校 ⑭ 種野小学校	児童数	32	41	29	30	36	31	199			川田中小学校	23	570
	学級数	1	2	1	1	2	1	8	△	×			
	1学級当たりの児童数	32.0	20.5	29.0	30.0	18.0	31.0	24.9					

- ・ 学級数 … 小学校の学級編制基準は全学年35人で算定
- ・ 児童数 … 全校児童数
- ・ 30人程度とは、25～35人とする
- ・ この範囲内であれば「○」、緩和した基準（2学級で18人以上、3学級で23、7人以上）であれば「△」
- ・ 飯尾敷地・西麻植小の学級数は、1年を2学級に分け、担任を持たない教員が担任することが可能であるので「△」とした

(参考:平成47年推計)

学校名	数値	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	児童数 (30人程度)	学級数 (2～3学級)
① 上浦小学校 ② 牛島小学校 ③ 森山小学校	児童数	37	29	35	29	27	41	198	△	×
	学級数	2	1	1	1	1	2	8		
	1学級当たりの児童数	18.5	29.0	35.0	29.0	27.0	20.5	24.8		
④ 鴨島小学校 ⑦ 知恵島小学校	児童数	46	40	50	43	51	39	269	△	○
	学級数	2	2	2	2	2	2	12		
	1学級当たりの児童数	23.0	20.0	25.0	21.5	25.5	19.5	22.4		
⑤ 飯尾敷地小学校 ⑥ 西麻植小学校	児童数	24	32	36	38	26	41	197	×	×
	学級数	1	1	2	2	1	2	9		
	1学級当たりの児童数	24.0	32.0	18.0	19.0	26.0	20.5	21.9		
⑧ 川島小学校 ⑨ 学島小学校	児童数	33	35	33	37	35	38	211	△	×
	学級数	1	1	1	2	1	2	8		
	1学級当たりの児童数	33.0	35.0	33.0	18.5	35.0	19.0	26.4		
⑩ 山瀬小学校	児童数	28	25	27	28	20	25	153	×	×
	学級数	1	1	1	1	1	1	6		
	1学級当たりの児童数	28.0	25.0	27.0	28.0	20.0	25.0	25.5		
⑪ 川田小学校 ⑫ 川田中小学校 ⑬ 川田西小学校 ⑭ 種野小学校	児童数	27	21	25	28	26	32	159	×	×
	学級数	1	1	1	1	1	1	6		
	1学級当たりの児童数	27.0	21.0	25.0	28.0	26.0	32.0	26.5		

・ 推計方法等については、中学校と同じ。

【課題】

- ・ 再編の基準の見直し(協議事項(4))
通学距離 2キロメートル以内 → 2～3キロメートル以内(美郷の一部を除く)
再編後も1学年当たり1学級の小規模校あり
- ・ 同じ小学校から違う中学校へ進学する可能性
- ・ 校区の見直し、学校選択制の導入(協議事項(3))
- ・ 児童数が著しく少なくなる学校の再編スケジュール
将来、複式学級化の可能性がある学校(第7回資料8ページ参照)
- ・ 通学支援策
- ・ 平成47年に再編の基準を満たさなくなる可能性あり。次の再編の是非。
- ・ 学童保育

[illegible]

目次

H47推計

292	259
-----	-----

H30推計

546	365
-----	-----

活用施設

鴨島第一	山川中
① 鴨島東中学校	④ 山川中学校
② 鴨島第一中学校	③ 市立川島中学校
151 383	181 293
534	474

学校名
H22 児童・生徒数

198	269	197	211	153	159
-----	-----	-----	-----	-----	-----

291	501	260	346	195	199
-----	-----	-----	-----	-----	-----

鴨島東中	鴨島小	飯尾敷地小	市立川島中	山瀬小	川田中小
① 上浦小学校	④ 鴨島小学校	⑤ 飯尾敷地小学校	⑧ 川島小学校	⑩ 山瀬小学校	⑪ 川田小学校
② 牛島小学校	③ 森山小学校	⑥ 西麻植小学校	⑨ 学島小学校	⑫ 川田中小学校	⑬ 川田西小学校
107 127 128	386 106	213 148	257 128	280	96 92 67 36
362	492	361	385	280	291

H22→H47
(△45.3%)

協議事項 (3) 校区・学校選択制について

1 校区（通学区域）

市町村教育委員会は、その設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校又は中学校を指定することとされています。（学校教育法施行令第5条第2項）

就学校の指定をする際の判断基準としては、市町村教育委員会があらかじめ設定した通学区域があります。この通学区域については法令上の定めはなく、地域の実態を踏まえ、市町村教育委員会の判断に基づいて設定されています。

2 指定学校変更申立

指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認める時には、市町村内の他の学校に変更することが出来ます。（学校教育法施行令第8条、吉野川市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則第3条）

3 学校選択制

それに対して、学校選択制とは、市町村教育委員会が就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる（学校教育法施行規則第32条第1項）こととなっており、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定することをいいます。

なお、学校選択制の主なタイプは次のとおりです。

自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 検討すべき学校と活用制度

学校再編の際に、どの学校にどの制度を導入するのか、または現行の指定学校変更申立で対応するのか、検討を要します。

県内外の導入状況や動向も参考にします。

学校選択制に関する主な意見等の整理

(平成21年7月6日 中央教育審議会初等中等教育分科会資料の抜粋)

学校選択制についての基本的な考え方

- ・学校選択制は地域によって様々な事情があり、全国一律に推進すべきというのではなく、メリットとデメリットを十分に考慮したうえで学校設置者が導入を判断すべきものである。
- ・教職員や保護者、地域が学校選択制の下で学校改革に前向きに取り組める条件整備を同時に図ることが前提となる。
- ・保護者が消費者の感覚で学校を選び、後は学校に任せるという意識があり、学校の教育活動への参加意識が高くはないという問題が指摘されている。
- ・地域と学校のつながりが希薄になり、自分たちの生活拠点に密着した題材を扱う学習指導を行うことに支障を生じたり、地域住民が通学の安全確保に協力してくれることなどが行いにくくなる。
- ・学校選択制を導入することに教育的なメリットがあると考えられる場合においても、児童生徒の通学上の安全との関係については、十分な検討が行われるべきである。

協議事項 (4)再編の基準の見直しについて

再編の組合せを検討した結果、第4回会議で中間集約した「再編の基準」と不整合が生じる場合は、次のとおり見直すこととします。

1 適正規模

(1) 小学校

- ・ 1学級当たりの児童数

本市が目指す1学級当たりの児童数は30人程度とする。



本市が目指す1学級当たりの児童数は30人程度とする。ただし、2学級の場合は18人以上に、3学級の場合は23.7人以上とする。

- ・ 1学年当たりの学級数

本市が目指す1学年当たりの学級数は、クラス替えができる2～3学級とする。



本市が目指す1学年当たりの学級数は●学級とする。

(または、基準の数値を変更せず、ただし書きで例外規定を設ける。)

(2) 中学校

- ・ 1学級当たりの生徒数

本市が目指す1学級当たりの生徒数は30人程度とする。



本市が目指す1学級当たりの生徒数は●人程度とする。

- ・ 1学年当たりの学級数

本市が目指す1学年当たりの学級数は、3学級以上とする。



本市が目指す1学年当たりの学級数は●学級とする。

※不整合が生じない場合は、中間集約のとおり。

2 適正配置

(1) 小学校

・通学距離，通学方法

本市において，通学方法は原則として徒歩とし，通学距離は小学校低学年の児童が30分程度で歩くことができる，おおむね2キロメートル以内とする。



本市において，通学方法は原則として徒歩とし，おおむね●キロメートル以内とする。ただし，美郷は除くものとする。

(2) 中学校

・通学距離，通学方法

本市において，通学方法は原則として徒歩又は自転車とし，通学距離はクラブ活動の早朝練習等に支障が生じにくい，おおむね4キロメートル以内とする。



本市において，通学方法は原則として徒歩又は自転車とし，おおむね●キロメートル以内とする。ただし，美郷は除くものとする。

次回の開催日程

10月 日（ ）午後7時から

川島庁舎2階大会議室

協議事項（予定）

- ・今回の継続審議事項
- ・跡地・跡施設の活用
- ・計画期間